

論文

中国カザフ族牧畜社会における生活・生産組織の変容 一新疆ウイグル自治区北部コクトカイ県を中心に一

冒茜茜1

要旨

本論文は、新疆ウイグル自治区コクトカイ県で暮らしているカザフ族の事例を取り上げ、彼らの生活・生産組織が中華人民共和国成立以来今日までにどのように変容しているかを、牧畜民の社会結合の変化に焦点を当てて検討した。中華人民共和国が成立後、カザフ族牧畜社会は民主改革段階(1949-1953 年)を経て、互助合作運動段階(1954 年-1957 年)と人民公社運動段階(1958 年-1982 年)を経験し、現在の村民委員会体制段階(1983 年一現在)に至っている。これらの過程を経て、カザフ族の牧畜社会は伝統的な共同体アウルを解消し、生活・生産の集団化や行政村の設置、専業合作社の振興によって、新たな社会結合を完成させた。これにより、カザフ族の牧畜民はまず集団化生産を担う労働者として組織化され、さらに村民自治体制下の個別経営者に転じ、最終的には合作経営の参加者に変化してきたことが明らかとなった。

キーワード:新疆ウイグル自治区 カザフ族 互助合作 人民公社 村民委員会

I. はじめに

1. 課題設定

中国の牧畜は、主として4大草原(東北草原、モンゴル草原、甘新草原、青海チベット草原)を抱える中国北西部、および西部で行われている。具体的な地域でいえば内蒙古地区、甘新地区、青海地区などである。これらの地域で、牧畜生産を主な生業としている民族はモンゴル族、カザフ族、チベット族などの少数民族であり、彼らが数百年前から遊牧生業を続けてきた。しかし、中華人民共和国成立以降、国家による一連の制度・政策により、新疆北部を含む牧畜社会は大きな社会変化を遂げ、牧畜民も生活・生産を転換せざるを得ない状況に直面している。この過程にお

いては牧畜民の生活・生産組織の設立,展開 と解体とが深く関わっている.

したがって、本研究は牧畜民の生活・生産 組織がそれぞれの段階においてはどのように 変化したか、それがどのような役割や機能を 果たしていたかということが問わるのである. 具体的に、本研究では新疆ウイグル自治区コ クトカイ県で暮らしているカザフ族の事例を 取り上げ、牧畜民の生活・生産組織の形成と 展開の過程を中華人民共和国成立以来今日に 至るまでの歴史的文脈に即して記述した上で、 カザフ族牧畜民の社会結合の変化過程を究明 する.

本研究は参考文献及び現地調査をもとに執筆したものである. 文献は,主に日本語,中国語で書かれた遊牧民族研究とカザフ族に関する歴史民族誌,地方誌,学術研究によるものが中心である. これらの資料をベースに

2013年から2016年にかけてコクトカイ県に3回赴いて、カザフ族牧畜民及び牧畜社会について現地調査を行った.調査方法は、現地訪問による聞き取り調査である.調査対象地の選定は、地方政府や知人・友人からの紹介によるものであり、厳密な基準を設定したものではない.したがって、この結果をもって一般化することはできないが、カザフ族牧畜社会の現状と課題の一端を捉えることは可能であると考える.

2. 先行研究の検討

中国の牧畜社会について様々な視点からの 研究がされているが、研究の方向性は大きく 二つに分けられる.

一つは、牧畜社会の遊牧生業とその技術等 を考察する研究である. 今西 (1942) は、中 国の内モンゴル地区の現地調査を踏まえて, 人間による動物の家畜化という遊牧論を提出 した. 遊牧の起源論について, 梅棹(1976) は、去勢と搾乳という技術が、牧畜生業を成 立させた大きな要因であることを明らかにし た. 黒河 (1990) は, 新疆ウイグル自治区と 内モンゴル自治区の畜牧業の概況を紹介し、 中国の乾燥地域牧畜生産(遊牧)の経営実態を 明らかにした. 甫尓加甫ほか(1995)は、遊 牧経営の実態を解明するために, 家畜の飼養 管理作業や移動経路と営地の性格、年間行事 などを明らかにした. 思(2012)は、自分の 経験に基づき、家畜の放牧と自然環境との関 係性を重視した視点から放牧という自然利用 方式と遊牧民の信仰、習慣などの精神性を詳 しく述べた. 平田(2012)は、民族学的視点 から牧畜生業中の搾乳と家畜群の管理に注目 し、生産、経済及び政治活動の生存戦略と牧 畜の柔軟性を論述した. 本論の対象民族とし てのカザフ族に関して、加藤(1983)は、カ ザフ族の形成や社会構成, 遊牧経済と遊牧文 化の諸特徴を紹介した. これらの研究は、現 代社会における牧畜社会の活性化と牧畜業の 持続的発展問題の解決に少なからず貢献して いる.

もう一つは、牧畜社会に対する民族政策・ 制度の実施とその影響を分析し、中国の民族 問題を検討しようとする研究である。中国の 民族問題については、費孝通(1988)の「中 華民族多元一体格局」という学説を取り上げ なければならない. この学説は、中国全体の 「中華民族」という一体性を前提とし、多民 族から成る国民国家の多元性と各民族の個別 性を認めたもので、20世紀80年代末に提出 された. この学説は、国内外の学術界や中国 政治に多大な影響を与えた. また, 中国近代 化史の民族問題に関しては、松本ますみ(1999) の著書『中国民族政策の研究』が知られてい る. 松本は、清末から中華民国期へ、そして 中国共産党に引き継がれた中華人民共和国時 代において近代国民国家形成と国民統合過程 で発生した「民族論」の変遷を中心に考察し、 分離傾向の強い少数民族問題のみならず、分 離傾向のない少数民族にも目を配り、中国の 民族政策の全体像を捉えている. 上述のよう な論説は中国の国民統合の理論として提唱さ れ、中国国内の少数民族研究や少数民族政策 制定に非常に大きな影響をもたらしたが、一 方では「民族」という概念の検討によって中 国国内の民族問題の本質が明らかとなり, 更 に現代中国の少数民族に対する統合問題をも たらした, と言われている.

中国の牧畜地区における民族問題・民族政策を扱った主要な研究の中で、内モンゴル自治区の牧畜社会(稲村・尾崎:1996,色音:1998,小長谷:2004,敖:2004,平田:2007,王:2009,白:2013,司:2013・2014,仁欽:2008・2013・2015など)は注目される傾向が強い.しかし、牧畜業を立てている新疆北部に関する先行研究は注目されることが少なく、不十分であると見なされる.実際、新疆は近

代化過程において民族独立運動やイスラムの 復興,テロ事件などの問題に直面しつつある. それ故に,新疆北部の牧畜社会の統合問題は 内モンゴル自治区よりも困難で複雑であると 言われている.

新疆の民族問題を真正面から取り上げた研 究として, 毛里(1998), 新免(2003), 王(1995, 2005, 2006, 2007), 加々美 (1992, 2008), 星野(2009),田中(2010)と石原(2017) などの論考がある. 毛里 (1998) は, 最近の 中国国民形成政策で要となっている「中華民 族多元一体」学説の矛盾点を厳しく批判し, 中央政府による政治統合政策の実行と少数民 族側の抵抗などの民族問題を検討し、新疆に おける民族紛争,少数民族自決および分離の 要求と政府の対応を経済・文化・政治の要因 を考慮して実証的および理論的に分析した. 新免(2003) は中央政府の新疆をめぐる諸政 策とその背景,影響,そして新疆側の対応策 を国際・国内的な視点から多角的に検討した. 王柯は新疆の少数民族問題を中心に, イスラ ム(『東トルキスタン共和国研究―中国のイ スラムと民族問題』(1995)), 開発と環境・ 経済問題(「新疆の経済開発とウイグル人の ナショナリズム」(1998)), 民族統合(『20 世紀中国の国家建設と「民族」』(2006)、『「天 下」を目指して一中国多民族国家の歩み』 (2007)) のテーマで詳細に分析した. 加々 美(2008) は内モンゴル自治区, チベット自 治区と新疆ウイグル自治区に対する中国共産 党の政策とその背景について丹念に説明し、 一連の民族政策においては民族抑圧という点 があると指摘した. 星野(2009) は中華人民 共和国建国以降の民族自治制度を制定した経 緯を踏まえた上で、新疆の事例から民族政策 の実施過程と変容プロセスを明らかにした. 田中(2010)は1950年代に新疆ウイグル自治 区の成立過程を考察し、当時の中国共産党に よる新疆を統合した過程を検証した. 石原享 一(2017) は改革開放以降の新疆ウイグル自 治区における経済発展の要因を検討し、新疆 の経済発展には国家の支援、市場競争、多民 族の共生という3つの原理が働き、これら3 つの原理は互いに両立する可能性もあること を明らかにした。

従来の多くの研究は、中央政府がいかにして新疆の民族統合の動きに関心を集中させてきたことを言及している。一方、民族統合の裏面にある少数民族牧畜民の生活・生産とその社会変容まで踏み込んで検討した研究は見当たらず、解明すべき問題は山積している。本研究ではカザフ族の事例を取り上げ、中華人民共和国成立直後の民主改革から、そして社会主義運動と人民公社運動、さらに村民委員会体制を具体的に辿り、この過程において牧畜民の生活・生産組織の変化による社会結合の変化に焦点を当て考察したい。

Ⅱ. 民主改革段階: (1949-1953年)

中国人民共和国成立後, 社会改造運動の第 1段階として、農業地区では1950年より土地 改革が始まり、急速にチベット、新疆などの 少数民族地域を除く全国各地に進展していっ た. 土地改革は基本的に農業地域で行われ、 地主に対する農民の闘争によって, 地主階級 が消滅し、農村地区の土地問題が解決した. 土地改革を通じて、中国政府は今まで地主が 所有していた土地を没収して農民に分配し, 農民の土地に対する欲求を満した. 一方, 当 時の牧畜社会においては牧畜民と牧主間にあ った矛盾は、農民と地主の間ほど激しくなか ったが、牧主は地主を上回る相当な財力や人 力を保有していたため, 牧主が独立運動を引 き起こす恐れもあった. そのため, 中国政府 は牧畜中心の内モンゴルや新疆などの少数民 族地域では慎重に民主改革を行った.

次に、新疆ウイグル自治区北部に位置する コクトカイ県の事例から、カザフ族の牧畜社 会における社会改造運動の背景と展開につい て述べる.

コクトカイ県では元来、カザフ族とモンゴ ル族の遊牧民が羊、牛、ラクダなどの家畜を 放牧して生活していた.彼らは自然状況に大 きく依存し,季節ごとに一定地域を移動しな がら、牧畜業を行い、それが生業の中心とな っていた. 1949年9月, 新疆は平和的に解放 され,同年10月1日より新疆の各民族人民は 中国全国人民と共に中華人民共和国の成立を 迎えた、翌1950年3月、中国人民解放軍新疆 軍団は中央政府の命令によりアルタイ地区の 承化県(現在のアルタイ市)とキョクトカイ 鎮に駐在した. コクトカイ県人民政府は3月 21日にキョクトカイ鎮で成立し、同時に秘書 室, 税務局, 建設科, 公安局, 民政科, 文教 科, 工商科が設置された. しかし, その時に は県政府の下部に区、郷と村を設置していな い状況であった. 翌年11月, 中国共産党コク トカイ県委員会は鉄斯肯拜・居奴斯(カザフ 族,1950年8月に中国共産党に参加)を含む 4 人の委員により構成されたものに刷新され た.ようやくここで、コクトカイ県は中国共産党の指導のもとで中国政府の統治を受けるようになった.

その後 1950 年から 1955 年にかけて、コク トカイ県は暫定憲法の性格をもつ「中国人民 政治協商会議共同綱領」によって、各族各界 人民代表会議を 5 期 14 回開催した(表 1). コクトカイ県の各族各界人民代表会議は中国 共産党の指導の下で、県の権力機関の役割を 果たし、民主改革と政権建設運動に身を投じ て、その後社会主義運動の基礎を打ち立てた. 1954年の「中華人民共和国憲法(草案)」に より、コクトカイ県の人民代表大会は県の権 力機関と規定され,人民代表が1956年に選挙 で選出され、1957年にコクトカイ県第1期人 民代表大会が開催された. その後, コクトカ イ県の人民代表大会の開催は文化大革命の頃 は不定期であったが、それ以来は定期的に実 施された.

実際,コクトカイ県は1952年から,カザフ族の牧畜民と牧畜社会を対象とし,民主改革の段階に突入した.具体的に,第2期各族各界人民代表会議によって,「三不両利」,宗教信仰の自由と民族平等・団結政策を実施し

表1:コクトカイ県における各族各界人民代表会議の開催(1950-1955年)

時間(1回目)	会議(回数)	要点	
1950年10月23	コクトカイ県第1期各族各界人民	民族団結;農牧業生産の振興策	
日-26 日	代表会議(4回)		
1952 年 2 月 24	コクトカイ県第2期各族各界人民	「三不両利」政策;宗教信仰の自	
日-27 日	代表会議(3回)	由;民族平等・団結	
1953 年 4 月 19	コクトカイ県第3期各族各界人民	区と郷の行政区分	
日-21 日	代表会議(2回)		
1954年8月28	コクトカイ県第4期各族各界人民	イリ・カザフ自治州各族各界人民代	
日-9月1日	代表会議(3回)	表会議の参加代表選挙	
1955年4月5日	コクトカイ県第5期各族各界人民	「互助合作」精神の宣伝 ; 県政府所	
8 日	代表会議(2回)	在地の移転	

出所:現地調査により筆者作成.

た. 「三不両利」政策とは、闘争しない、財産分けしない、階級区分しない、牧民と牧主の両方に有利だとする政策であり、全国の牧畜社会における民主改革の基本的政策であった. その時、共産党の説得によるカザフ族の首領の帰順がコクトカイ県にとって第一義的な目標とされた. また、少数民族地域において各民族の平等・団結を堅持しながら、各民族の宗教信仰の自由を保持する権利を認めた. このように、コクトカイ県の民主改革は農業地区の地主に対する説得手段と異なり、牧主を含む上層部と宗教界人士を民族団結の対象と認定した.

コクトカイ県は農牧業生産回復のため,草 原の改善や水利工事などの開発事業に着手し た. 同時に、県政府は生産物の販売を農牧業 生産の一部として重要視し、農牧民を動員し て、貿易組織の整備を大々的に推進した、そ れに加え、多数の農家を組織化することで冬 季における副業生産の発展を促進した. 中国 共産党コクトカイ県党委員会はカザフ族の伝 統的な遊牧生産に特別の関心を寄せ、1953年 1月から800世帯3790人の農牧民に生産救済 (救援食糧 54.8 万 kg と生産母羊 1701 頭) と 経済支援(4061万元)を行った.同年6月, コクトカイ県で大規模のイナゴ (蝗虫) 被害 が発生し、農牧業生産は災害に見舞われた. 県党委員会は6月15日から7月5日にかけて、 合計965人を組織して、イナゴを退治した. その結果、約 61.67ha の農耕地と草原で、農 産物と牧草が食べ尽くされる事態は食い止め

1953 年 8 月,新疆軍区司令王震(共産党中央新疆分局書記兼任)と新疆省政府主席ブルハン・シャヒディ(包尔汉・沙希迪,ウイグル族)は相次いでコクトカイ県へ視察に赴いた。その直後,新疆省人民政府訪問団は 9 月 21 日からコクトカイ県に入り,次々とトゥルグン郷,カラブルグン郷,キョクトカイ鎮,

クルト郷とクウェルティス鎮の4郷1鎮を視察した.滞在は10月18日までの26日続き,移動距離は全長1000キロ余りを超え,遊牧移動先への訪問は185ヶ所に及んだ.訪問団はカザフ族,ウイグル族,モンゴル族などの7つの民族,1.2万人以上(県総人口の94.5%)の農牧民に接して,中華人民共和国成立後の民族政策や制度方針などを宣伝した.また,訪問団はコクトカイ県の主体民族であるカザフ族の28人の部落首領と宗教指導者,地元の有力者を訪問し,特に反乱に参加した部族头目4人に関心を払った.

そして, 1953年11月から1954年1月にか けて、コクトカイ県政府はカザフ族の部族首 領と宗教上層部の指導者の十分な協議を行っ た後に、伝統的な部族統治と封建制度を廃止 し,新たな区郷政権を樹立した. 当時, コク トカイ県は3区13郷(一区:キョクトカイ郷, カイルト郷, テメキ郷;二区: トゥルグン郷, チャクルト郷, サルトハイ郷, カラブルグン 郷;三区:ドゥルー郷,ウェトハラ郷,サル テレコ郷, ブチョソルト郷, ソブト郷, クル ト郷)から構成されていた. その後, 各郷・ 鎮の政府が次々に設立された. これらの民主 改革施策はカザフ族の特殊性と牧畜社会の生 産現状を考慮し、コクトカイ県の実際状況に 合致させたものであった. このような民主改 革運動はコクトカイ県で推進されたが、カザ フ族の牧畜民と牧畜社会も当然、社会主義改 造運動に巻き込まれることになった.

III.互助合作運動(1954-1957 年)

実は、中国全土に農民の土地権利の強化を図った土地改革が進展したが、農業の生産能力は向上しなかった。こうした背景下で、中国共産党中央委員会は、1951年9月9日-23日に第一次全国互助合作工作会議を開催し、

「農業生産の互助合作化についての決議(草

案)」を採用し、全国規模での互助合作化の推 進を決定した. これより, 全国的に互助合作 の道が開け、農業生産に対して社会主義に基 づく改造化政策が進められた. 「自願互利」 という原則に基づき、農牧民を組織化すべき であるとして、段階的に季節性の臨時的な互 助組から通年的な互助組、そして農牧業生産 合作化の発足を提唱した. 農業地区における 1952 年から始めた互助合作化の運動は社会 主義運動の初期段階である. これは農業地域 における地主・富農階級の完全な消滅をもた らし、貧農を主体とする互助組織化を推進さ せた. 新疆の農村では, 互助合作化運動が全 国運動に合わせて1952年から始まったが、牧 畜地区では1954年から始まった. 互助化政策 は、当初には新疆北部のアルタイ地区におけ る農村社会で一応の成功をみたが、牧畜社会 では成功まで長い時間が必要だった. 最終的 に, 新疆北部のカザフ族牧畜社会における互 助合作運動の展開は全国農業社会改造の展開 とほぼ一致し,「互助組」-「初級(高級)合 作社 | - 「人民公社 | という流れを辿り、カザ フ族牧畜民は全国の農牧民と同じように、集 団化されていくことになった.

1. 互助組の形成

コクトカイ県は、1954 年初新疆省第1期互助合作会議と第5次生産会議会議の精神を貫徹するため、県の三級幹部会議を開催し、互助合作運動の要因と利点を宣伝し、農牧民の参加促進に当った。前期の民主改革を通じて、牧畜社会における伝統的なアウルは解散し、多くの零細農牧民による農牧業個別生産体制が確立された。しかし、生産要素の分散化は生産力の極めて低い状況を作り出し、牧畜業生産を高めるシステムの維持が困難となった。それを克服するため、農牧民は生産面における相互支援と協力を要請した。また、政治面からは社会主義社会の実現などの要請もあり、

互助合作運動の展開によって農牧民の組織化 を通じて、農牧民階層の分化を防ぎつつ、徹 底的な政治改革を完成させた.

コクトカイ県は1954年から、アウルから離 れた農牧民が生産互助組に参加するようにし た. 牧畜社会においては当初、農牧民は農民 と牧畜民に区分され、別々の農・牧業互助組 が作られていた. また, 互助組には臨時的あ るいは季節性のものと通年のものがあり、季 節的な互助組は多く, 通年的な互助組は少な かった. 互助組の労働は農作専業, 牧畜専業, 半牧半農業の三つに区別され、農作専業は農 業村に定住して専ら農業に携わる、牧畜専業 は家畜を遊牧し専ら放牧活動に従事する、半 牧半農業は農業と牧畜業活動の両方に参加す る,とされた.初期においては互助組の結合 は、3-5 世帯程度の小規模で自願互利の原則 によった. 農牧業生産の助け合いは組織的に 行われた. 元々のアウル長であるアウル・バ スは互助組の組長となり, 互助組も彼らの名 前で命名された. コクトカイ県では, 1954年 4月に25世帯の農牧民によって3つの互助組、 すなわち、一区三郷の「哈什・吐拉克」農業 互助組, 二区四郷の「哈比都拉・塔贝」半牧 半農業互助組と、三区六郷の「索勒坦尼亚・ 别勒格 | 農業互助組が生まれた. わずか3年 で、通年的な互助組と季節的な互助組の割合 は1954年末の9/80から、1956年の76/75と なった. 最終的に, コクトカイ県では互助組 に参加した農牧民は1001世帯に達し、総世帯 数の44.03%を占めた.

互助組の展開によって、土地以外の生産手段は個別所有となり、農牧民の生産諸要素をお互いに持ち寄って農牧業生産を行うことになった.農牧民の収入は、自家所有農産物と家畜の政府への販売代金、所属する各互助組での共同労働の収入から形成される.これにより、農牧業生産における労働の組織化という社会主義の要素を備えた生産組織が出来上

がったと認定された.一方,収益分配においては生産手段と農産物,家畜の保有の多少により農牧民の間に収入格差が生じた.

この点を踏まえ、中央政府はより社会主義 社会を進化するため、1953 年 12 月に公布し た「農業生産合作社の発展に関する決議」で、 互助組から初級合作社を経て、更に高級合作 社への移行方針を示した. 1955年, 毛沢東は 7月31日の中共中央会議で「農業合作化の問 題について」という報告を行い、10月に中共 中央第7期第6次会議で「農業合作化問題に 関する決定 | を採決した. 1956年6月, 第1 期全国人民代表大会第3次会議に「高級合作 社モデル規約」という公文書が採択された. これが契機となり、全国で合作化運動は急速 に進み、様々な農牧業生産合作社が続出し、 特に高級合作社が一気に何倍も増えた. こう した背景に、牧畜牧と牧畜社会に対する社会 主義的改造は牧畜生産の特殊性を考慮しなが ら, 「牧畜業の発展を優先することを第一義 とする」という方針を堅持しながら、牧畜社 会に合致する政策を推進した. 1956年7月25 日に、中共中央は新疆ウイグル自治区党委員 会の「牧畜業社会主義改造問題に関する報告」 に対する回答を出しており、明確に「牧畜業 に対する社会主義改造は、より慎重な方法と 手順を採用し、直実に牧畜業生産の発展を中 心に据えて促進しなければならない」、「労 働牧民に依拠し、団結できる一切の力を結集 し, 生産を安定させたうえで, 漸次に牧畜業 の社会主義的改造を実現させる」という方針 を指示した.

2. 合作社の形成

コクトカイ県は、1956年4月25日にコクトカイ県第1期代表大会を開催し、自治区党委員会第3次牧区工作会議の方針に従い、急速かつ全面的に農牧業合作社を作り始めた。初期、いくつかの互助組の合併によって合作

社が形成された. 1956年末に、コクトカイ県では牧畜業は三つの合作社(新生、金星、幸福)、農業も三つの合作社(紅旗、前進、団結)で農牧業生産を行った. その当時、174世帯の農牧民は、私有の生産手段である 2122頭の家畜と 321.15ha の耕地を合作社に持ち寄って、その管理をまかせた. コクトカイ県党委員会は農牧業合作社の設立初期において経済的困難に応じて、10つの信用合作社(1区1つ,2区4つ,三区5つ)の設立を促進した. 1958年末に、県世帯総数の 97.90%にあたる4372世帯の農牧民は合作社に参加した.

合作社の経営体制は生産要素を私有とする, 統一経営・統一分配という集団経営方式であ る. 合作社は、入社した農牧民に家畜や耕地 を含んだ生産手段の入社を求めた. 農牧民が 自家消費を満たす程度の自留地や自留畜を残 し、その他はすべての家畜と耕地を入社し、 合作社の管理に任した. この場合, 自留畜と 入社された家畜はともに農牧民の私有財産で あった. コクトカイ県の合作社は農牧業生産 の差異によって、農業合作社と牧畜業合作社 の二つに分け、それぞれの生産管理も異なっ た. 合作社の年間純収益ついては農業税, 生 産費用,管理費,公積金と公益金を除いて, 農業収入、副業収入と牧畜業収入から得てい た. 収益額の約70%は労働力の点数と入社家 畜の多寡によって、4対6の割合で分配され た. 労働は男女を問わず、組織的な共同労働 で行うようになり、1日10点を基準として労 働点数が記録されるようになった. まだ, 食 糧の分配については、全体の53%は社員の食 糧として農牧民に分配され、残りの分は34% が国家公食糧、13%が種子(籽种)と家畜の 飼料として取り分けた. 農牧業合作社は生産 手段の入社や収益分配を行う統一経営の生産 組織であるが、管理を行うため社員大会とい う権力機関が設けられ、その下に管理委員会 と監査委員会も設置された. 管理委員会は定

期的に社員大会を開催し、監査委員会は合作 社の運営や管理などの事務に対する監督を行った.

しかし、合作社の結成と農牧民の参加については多重的な要素が含まれており、それは農牧業の生産習慣や生産用具の互助もあり、さらに鍵となる事柄は政府の指示により決められた。この点は、地元民の聞き取りによって明らかになった。「民主革命と互助組の幹部は、積極的に国家の呼びかけに対応し、彼らが先頭となって合作社の中核として、他の人を合作社に参加させようと誘導した。」²「合作社に参加した人は思想上の先進者であり、参加しなかった人は落後者と呼ばれた。」³このように、農牧民は国家の社会主義運動を通じて、合作社の社員として新たな社会結合が編成されるようになった。

1957年に、中央政府は「農業 17条」を発表した。これを機会に、初級合作社から高級合作社への移行方針が明確化された。高級合作社の制度では、農牧業生産は統一経営として、土地は合作社の集団所有により、一部の小農具を除く土地、役畜、農具も集団所有に属することになる。高級合作社の場合は、初級合作社時期の分配方式を採用し続けた。実際、新疆北部では高級合作社の期間は短く、特にアルタイ地区は高級合作社化を経験しないままに 1958年に人民公社時期に突入した。

IV.人民公社運動(1958-1982年)

1. 人民公社体制の形成

コクトカイ県は1958年8月から、中共中央 政治局拡大会議で採択された「農村における 人民公社設立に関する決議」に基づき、二区 五郷と三区五郷で「紅旗」人民公社と「幸福」 人民公社を試験的に組織した.1959年4月に、 コクトカイ県は元の区郷制度を廃止し、合作 社を基礎として人民公社を本格的に設立し始

めた. 同時に、牧主経済を平和的に改造し、 公私共同経営牧場の形で第一牧場と第二牧場 を設立した. 1959 年 10 月, コクトカイ県は 自治区の批准を得て、中共コクトカイ県党委 会と政府機関をキョクトカイ鎮からクウェル ティス鎮へ移転し始めた. 同年末にコクトカ イ県は、3273世帯 18707人の農牧民から構成 された5つ(紅旗, 杜热, 幸福, 高潮, 吐尔 洪)の人民公社を設立し、他に第一牧場、第 二牧場とキョクトカイ鎮を管轄した.その中, 第一牧場と第二牧場は、それぞれ吐尔洪人民 公社と杜热人民公社に属していた。1960年9 月, コクトカイ県は党と政府機関の移転作業 の終了後, 県政府所在地で「城関」人民公社 を設立した. この時に至って, コクトカイ県 は人民公社の設置による「政社合一」(政は 政権・行政組織を、社は生産・経済組織を指 す)体制を達成し、農牧業に対する社会主義 的改造を完了した. これより, カザフ族牧畜 社会においても人民公社という農牧民の生 活・生産を支配する組織が誕生した.

コクトカイ県は高級合作社の段階を越え, 急速に人民公社の時代に進んでいた。人民公 社は合作社より大規模で、牧畜業人民公社の 最大規模は1000世帯で、農業人民公社の一般 規模は200世帯ぐらいであった. 人民公社は 本来の合作社を基礎として設立された生産組 織であり、その下位に生産大隊と生産隊が設 置されていた. 人民公社の生産体系は, 政府 の農牧業生産計画に基づき、生産大隊が具体 的な生産状況に従って合理的調整を加え、最 終的に生産隊により農牧業生産を行う仕組み であった. 生産大隊が生産隊の上級組織であ り、そこに設置された管理部門は農牧業生産 の重要事項の決定権を持っていた. 生産隊は 生産部門となり、土地などの生産手段の所有 権及び農牧業生産の経営権を持ち、通常の農 牧業生産を実行していた.

農牧業生産は、人民公社による統一的な経 営管理に依存し、農牧民の自留地や自留畜は 全て入社され、原則として全ての生産手段が 公社所有へ移行した. 人民公社の展開におい ては、農牧民は人民公社に参加させられ、単 なる労働者となってしまった。 全国的には人 民公社が「生産隊を基礎、三級所有」(生産 隊を基礎にし、公社、生産大隊、生産隊によ る三級所有)という制度を実行したが、コク トカイ県はアルタイ地区党委員会の指示に従 い,「一級所有,一級核算」という统一管理・ 分配の体制を執行した. 人民公社の年間収益 は合作社時期とほぼ一致したが、収益分配は 供給制と給与制を4対6の比例で併行するこ とになった. 人民公社の生産管理は依然とし て合作社時期の形式に従い、農業と牧畜業を 分けて経営していた. 労働力の管理について は、牧畜業人民公社は公社と大隊の二級管理 を行い、牧畜業弁公室の下部に牧畜隊と基建 隊を設置した. 牧畜隊は家畜の放牧と管理を 担当し、基建隊は草原管理を中心に、牧草収 穫、棚圏の建設と修理、家畜の交配や毛刈り などの作業を行っていた. また, 牧畜業の労 働点数の計算は各家畜の群編成に基づき、評 工記分(一日の基準:男性10点,女性8点,未成年5点)の方法で実施した.具体的に,各家畜の群編成と労働点数を示したのが表2である.基建隊の労働は基準点数に基づく請負の形をとったが,幹部の労働は一般的に全勤工分で,更に年末に2-3月労働工分(500-600)を得ていた.それに対して,農業の生産管理はごく簡単で,共同労働に従事した社員労働点数には平均値が採られた.最終的に,人民公社による生産要素の公有を基盤とする統一経営・管理・分配による生産経営体制は全国的に確立された.これより,人民公社が政治・経済の基本的な単位として機能するようになり,農牧業の社会主義改造を実現した.

2. 人民公社体制の問題点と調整

しかしその後、全国の農牧業生産は2度に わたる混乱が発生した. 1958 年から 1962 年 までの人民公社の設立初期は、推進された「一 大二公」という人民公社の経営方式により「一 平二調」の結果が発生した. 「一大」という のは社員の貧富の差と生産手段の所有状況を 考慮しない、一律平等な政策を採り、経営採 算単位を人民公社レベルに拡大したことを意

表2:各家畜の群編成と労働点数

家畜	1群の頭数(頭)	担当人数	労働点数
細毛羊	25	2+1	1 年間 710+300 点
綿羊 (雌)	300	3	全勤工分
綿羊 (雄)	300	2	1 年間 720 点
山羊 (雌)	300	3	全勤工分
山羊 (雄)	300	2	全勤工分
牛 (雌)	50	2-3	全勤工分
牛 (雄)	40	2	全勤工分
馬	60-100	2-3	全勤工分
ラクダ	50	2	全勤工分

出所: 『コクトカイ県史』 (1998 年版) と『中共コクトカイ県史』 (2001 年版) により筆者作成.

説明:①細毛羊の分娩の時期には1人の労働力を上げる必要である.

②全勤工分=基準点数*労働日

味し,「二公」というのは,自留地と自留畜 を含む全ての生産要素を人民公社所有とした ことを意味する. そして, 「一平」とは, 各 生産部門や遊牧民の生産に対する貢献度の差 異を無視した報酬の平均化であり, 「二調」 とは、全人民公社範囲において労働力、家畜 と土地などの生産手段の無償調達をはかるこ とを意味する. これは、1962年の中共中央委 員会の「農村人民公社工作条例修正案 1」に よる政策の見直しによって修正された.また, 1966 年から 1976 年まで文化大革命が展開さ れていく中で、2回目の混乱が発生した。す なわち平均主義が再び強調され、経営管理が 乱れ、部分的に許されていた自由市場が再度 閉鎖されると同時に、約束された農牧民の入 社耕地と家畜金額の変換が凍結され, 自留地 と自留畜も厳しい制限をうけるようになった. 当時、「以阶级斗争为纲」(階級闘争が中心 になっている) 政策が頂点に達し、それまで の単なる労働者とされていた農牧民を、1949 年以前の資産保有状況に沿って設けられた階 級に分けた. 1976 年に文化大革命の終結が宣 言されると, 中央政府は農牧業の運営上の誤 りを再び修正することに乗りだした.

実際のところ、コクトカイ県は他の地域と同じように、2度にわたる混乱を経験した。コクトカイ県には、人民公社の初期にも社員に食事の無料供給を行う公共食堂が設けられたが、1962年まで供給制は廃止された。集団化以降アルタイ地区ではおよそ20年間にわたって、自治区政府の援助を受けつつ、農牧業の大規模経営化と機械の大量投入が進められたが、こうした農牧民を取り巻く厳しい環境は、生産意欲を低下させ、家畜生産の不振を招くことになった。その後70年代後半になると、農牧業生産の停滞が批判され始めた。このような農牧業生産の不況を克服するため、コクトカイ県は1977年から、「五定一奨」という生産責任制を導入した。「定」の内容は、

生産隊の家畜群規模,労力規模,利用する営地,達成すべき生産指標,労働点数である. 生産指標を超過して達成した場合は,生産隊の構成員に報酬を与え,達成できなければ,その分を生産隊構成員労働点数の報酬より差し引いた.これと同時に,農畜産物の価格引き上げが行われた.

1978年,中央政府は改革開放政策を実施し, 全国農村社会で「大包干」, 「包群到組」, 「聯戸承包」などの生産責任制を導入した. 1979 年から牧畜社会にも牧畜民の自留畜の 所有と繁殖が認められ、自由市場が部分的に 開放された.同年11月に農業地域で始まった 請負制は、1980年9月に牧畜地域でも農民の 要望があれば導入してもよいことになり, 1980年以降急速に普及した. 牧畜社会でも生 産責任制度の導入により個別生産経営に移行 し、市場解放が全面的に進み、牧畜民の自留 家畜の無制限拡大が認められた. 1982 年から 1983 年にかけて人民公社が解体に追い込ま れた. 1982 年 11 月の第 5 期全国人民代表大 会第5回大会において新憲法が採用され、人 民公社の解体が決定した.

V.村民委員会体制: (1983-現在)

1. 村民委員会体制

1983 年、中国全域の人民公社は解体され、1984 年から旧人民公社は「郷鎮政府」に、そして人民公社の下であった生産大隊は行政村へ、生産隊は村民小組へ衣替えした。このように1958 年より続いた人民公社体制は、僅か2 年足らずで完全に解体される結果となった。1984 年、コクトカイ県は中央政府の「政社分離の実行と郷鎮政府の設立に関する通知」に基づき、政社合一体制を改革し、各郷・鎮の政府を建設した。コクトカイ県の郷・鎮政府の設立事業は9月1日から10月30日まで60日にわたって展開した。具体的に、まず各人

民公社, 牧場と鎮で7-9人の選挙委員会を組 織し、選挙委員会は『選挙法』の勉強会を行 った. 次は、村単位で村民委員会を組織し、 村民公約を制定した. 最後は各郷・鎮の人民 代表を選挙で選び、郷・鎮人民政府を設立し た、その結果、コクトカイ県はクウェルティ ス鎮、キョクトカイ鎮の2鎮、ドゥルー郷、 カラテュンケ郷、トゥルグン郷、クルト郷、 カラブルグン郷、テメキ郷の6郷から構成さ れることになった. コクトカイ県はすべての 72 行政村を管轄し、各行政村に最末端の組織 である村民委員会を置き, 更にその下までい くつの村民小組を設置した. こうした, カザ フ族牧畜民とその社会は村民委員会体制の実 施によって, 国家行政統合の一部に取り込ま れるようになった.

法律面では、1987 年全国人民代表大会で「中華人民共和国村民委員会組織法(試行)」が公表され、その中に「村民委員会は我が国の農村基層社会における大衆自治組織である」と規定された.しかし、村民委員会は政府機関の行うべき機能の一翼を担いながら、行政機能の一部を執行しているというのがもっと

も実情に近い. コクトカイ県においては人民 公社体制から村民委員会体制への移行に伴い, 土地(草原)請負制度がほぼ同じ時期に導入 されていた. この制度の実施においては、村 民委員会は土地(草原)の共同所有主体とし て、土地(草原)使用権の配分に関する役割 を果たした. また, その後 1986 年から, コク トカイ県はカザフ族の遊牧民を対象として, 定住政策を実施し始めた. 村民委員会は、定 住初期の住宅, 耕地とダムなどの建設を担当 し、その後医療、教育、郵政、宣伝に関する 領域でも漸次対応してきた. 村民委員会はか つての農牧民から様々な税金を徴収した上で, 政の会事業や日常管理などを行ってきた. そ の他に、村民委員会は村落の道路や水利施設 などのインフラ建設・維持と補修を担当した. 現在、村民委員会の日常的な業務としては、 村民の日常生活における揉め事の対処や仲裁 への対応があり、かなり頻繁に行われている.

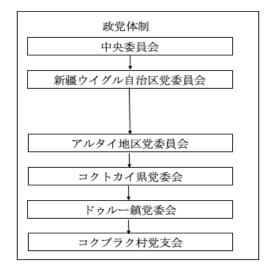
図1はコクトカイ県のドゥルー鎮コクブラク村を通じて、行政体制と政党体制の関係を示している。左側の図は、中国全体の行政体制を示したもので、中央-地方(省・自治区-

ドゥルー鎮政府

コクブラク村民委員会

村民小組

図1:現時点の牧畜社会における行政体制と政党体制の対応図



出所:現地調査により筆者作成.

自治 組織 地区-市・県-郷・鎮)の行政組織と自治組織 より成り立つ. このような縦割り行政による と, コクトカイ県の行政構造は県政府から 郷・鎮政府、更に村民委員会が構築された. しかし、下位のコクブラク村村民委員会はド ウルー鎮政府の指導を受けるので, 行政執行 の一翼を担うという性格を有していることも また事実である. 村民委員会は郷・鎮政府の 下にあるため行政構成における位置づけはか なり曖昧である. 現地調査によれば、村民委 員会は上級の郷・鎮政府、あるいはさらに一 級上位の県人民政府との業務権限や財政権限 を分担している. つまり、村民委員会は法的 に基礎行政から独立した村民の自治組織であ るかといえば、それは現実の状況を正しく表 しているとはいえない.

また、右側の政党体制は、中央委員会から 村党委会まで、上意下達が徹底された完全縦 割りの組織である. コクブラク村レベルにお ける村民委員会と村党支部二つの系統組織が 併行しているが、これらの関係がやや不明確 である. 聞き取り資料によれば、「村の業務 は全て村党支部が担当するが、実は村民委員 会が形式的なものとして存在する.」4「村長 はカザフ族であるが、実は権力を持ってなっ た. 党の書記が実権を持って、同時に副村長 を務めている.」「村の幹部はほとんど党員 である. 党員の身分が幹部の必要条件であ る.」5実は、権限を持つ党支部が村の物事を 決めると考え, 村民委員会の役割に注意を払 わなかった. 一方, 党支部の書記と副書記が 村民委員会の構成員の職務を兼ね、政党体制 の最末端である村党支部は村の領域で活躍の 場を見つけたのである.

土地(草原)請負制度の実施による個別 経営

コクトカイ県における村民委員会体制は 1984年から進んだ一方,土地(草原)請負制

も同時に実行し始めた. この制度的な改革に よって、土地(草原)の利用および家畜の飼 育を農牧民各世帯(個人)により請け負うこ とになった. 初期, 15年間の契約で農牧民世 帯ごとの人数や家畜頭数に基づいて土地(草 原)が配分され、その使用権が与えられた. 土地(草原)を配分する際には、「人が増え ても土地は増やさず, 人が減っても土地は減 らさない」という方式を推奨した. また, 1985 年に「草原法」が制定され、土地(草原)の 使用権が農牧民世帯(個人)に帰属すること が確定した. さらに、コクトカイ県政府は 1989 年には更に細分化した草原の配分を行 い、草原の面積測定による草原請負証明書及 び地図を作成した. 県政府の草原管理部門と 農牧民世帯(個人)が草原請負の契約書を締 結し、これより、農牧民には草原利用権が付 与されると同時に、相応の責任も義務つけら れた. 同時に、各世帯(個人)による草原の 請負期間は30年に固定されてきた.1989年 に,草原管理部門は3410部(うち集団が91 部) の草原請負証明書を牧畜民と集団に発給 した.

このようにして、コクトカイ県における土 地(草原)請負制の実施作業が終了し、配分 された土地(草原)は農牧民一家の生活基盤 となった. 農牧民は自分の力や意志で単独的 な生計を立て、各自に配分された土地(草原) で個別経営による農牧業を営むことができる 時代に突入した. そのため、農牧民にとって 使用可能な土地(草原)面積の多寡が牧畜業 経営と生計状況に及ぼす決定的条件になる. しかし、コクトカイ県のような乾燥地域の自 然環境, つまり, 降水量が少ない上に蒸発量 が多く,場所によっては地下水が豊かではな い土地もある. その結果、土地(草原)請負 制度によって、限定された草原での長期間耕 作と放牧によって草原に過度な負担をかけ、 深刻な環境問題を引き起こすことになった.

また、土地(草原)請負制度の実施により、 家畜の個別所有が認められ農牧民に自由が与 えられた反面、農牧民間の社会的な連携は弱 体化し、農牧民の組織的行動が行われなくな ったことによる負の効果も様々な形で現れて きた、特に、牧畜民は農民と同様に個別経営 への転換がすすみ、草原資源の共同利用シス テムの維持が困難となってきた. これは、草 原を広い範囲にわたって譲り合いながら合理 的に利用し、局所的に発生する自然災害への 組織的対応を不可能にしたことを意味する. 現在、家畜の放牧は家畜の数の多寡にかかわ らず、基本的に委託方式が取られている. 委 託先や委託料金の支払いもそれぞれであるが、 委託先は定住していない親子・兄弟・親戚関 係の遊牧民である場合が多い. 委託料金の支 払い方法は現金、物納、労働提供など多様な 形態がとられている.

更に、家畜の飼育に対応する方法としては 干し草・飼料の購入と現金収入を確保する必 要があるが、そのため、一部の農牧民にとっ ては家畜を販売するしかない. 高価格の干し 草・飼料の購入は、牧畜業の経営コストを極 端に高くしてしまい、母畜の安売りはその年 だけの損害にとどまらず、少なくとも三年間 は経営生産にダメージを与えてしまう. 現地 に「十年九乾」という言葉があるように、常 に旱魃が発生するため、ほぼ毎年のように他 地域から干し草・飼料を購入しなければなら ないことになる. さらに、乾草の貯蔵といっ た越冬の準備には、ある程度組織的な運営を 必要とするが、そうした組織的行動の要とな っていた行政による準備・指導が後手に回っ ていることもあって, 乾草の貯蔵量は集団化 生産時代の半分程度に減少してしまった. 結 果として, 家畜飼育コストが増加し, 牧畜業 全体としての抵抗力が弱まるようになった.

こうした様々な要因の積み重ねにより、農 牧民の生活・生産にも悪影響を与えるように なった. 農牧民の間において顕著な経済格差が生じ,一部の農牧民が裕福な生活をする一方で,多数の農牧民は借金に困窮し,厳しい生活を余儀無くされている. 特に,災害に対応できない農牧民の家庭は,日常生活でも生産ならびに経営でも困窮を強いられている. 草原面積が狭い地域では,数多くの牧畜民が依然として貧困状態から脱出できずに現在に至っている.

3. 個別から合作への動き

中国では、2000年頃から農業産業化経営が 推進され、「三農問題」を改善する有効な手 段として位置づけられていると言える. それ に対して, 牧畜業産業化は牧畜経営の収益性 を向上させ、牧畜民収入の増加を導き、「三 牧問題」の解決に貢献する施策とされている. 新疆北部では、人民公社が1980年代から解体 され、農牧民は個別経営の農牧業生産を行っ ていた. 2004年から現地では「退牧還草」と いう政策は個人的な牧畜経営様式を大きく変 化させるものであり、牧畜民により厳しい経 営転換を強いることになった. 新疆政府は 2007 年から農牧民の協力・連携の強化を施策 として取り上げ、農牧業生産政策の主軸であ る専業合作社の展開を推進してきた. この背 景に、カザフ族牧畜社会では複数の農牧民世 帯によって構成される新しい生産組織が発足 したが、それは専業合作社であった. これは従 来の生産組織と異なり、参加者に対する金銭 的な条件が設けられておらず、主に家畜、土地 とその他の生産手段を出資し、合作社が得た 利益を参加者が提供した生産手段の程度に応 じて分配するというものである.

カラブルグン郷の事例を挙げると,2015年までに,カラブルグン郷には正式の合作社は10あったが,そのうち農業専業合作社が4つ,牧畜業専業合作社が3つ,刺繍合作社,土地流動合作社と農機合作社がそれぞれ1つずつで

あった.6その内6つの合作社は現在も日常的 に運営されているが、その他は様々な要因か ら解散する恐れがあると見られる. カラブル グン郷の事例が限られているため、容易に一 般化できるものではないが、これまでに明ら かにされた事象の共通点について論じる. 第 1, 合作社が設立される前は,個別農牧民が農 牧業経営の単位であり、彼らは農牧業生産の 技術も未熟であり、販路も不確実なために粗 放的な経営がなされていた. ほとんどの専業 合作社の加入条件が設けられていなかったの で.農牧民が自由に参加できるようになった. 特に、牧畜業専業合作社による合作経営は、 保有土地(草原)が飼料地,放牧地,草刈地 という利用形態別に区切られ、放牧地におい ては輪牧地および放牧時期が定められている. このように、農牧業生産は合作社単位で協議 され.計画的に行われているため.個別経営に 比して効率的である. 専業合作社は農牧民を 組織化した形態であり、農牧業の生産や運営 を推進し,経済面では利益も生んでいること が好評である. 第2.中国の農民専業合作社の 成立・発展過程は、各級政府の支援と切り離す ことができないので、いずれの合作社にとっ ては政府との関係を維持することは極めて重 要である.一部の合作社にとっては.政府から の補助金が獲得できたことが合作社を設立す る直接的な契機となったのである. これは一 見不思議な現状であるが,中国では専業合作 社が政府の農業産業化の政策目標として.あ る意味行政によって推進されているのである. 同時に、専業合作社は「三農(牧)問題」の 解決への貢献を目的としたと受け取れる行動 様式をかなり鮮明に打ち出している. 一般的 に,専業合作社は村ごとに設立されたが,これ は行政管理の便宜のためである. 専業合作社 が定期的に村の建設に献金を行っており、文

化・体育・衛生方面の公益事業を進めている. 本来であれば村民委員会が自らの力で行うべ き事業を専業合作社が担うことにより.村民 委員会にとっては負担を減らすことができる とともに.専業合作社から見れば農村社会に 貢献できるのである. 第3, 合作社化が農牧 業の持続的発展に寄与するという共通認識は あるものの, 合作社の内部分業と合理化の不 徹底さ、および専業の限界などの問題点があ るのが実情である. 専業合作社は合作経営を 名義として備わっているが,実際的に,責任者 に対して参加者があまりにも依頼心が強いた めに、管理・運営においては責任者が主導権を 握っているから,合作経営が形式に流される ことになる. その結果, 多くの一般農牧家が 農業生産技術の指導・訓練を受ける機会を得 ておらず,農牧業生産技術水準は長期にわた って停滞していた. また.一部の牧畜民や農民 は地代を受取りながら、他産業に従事してお り、また合作社が地元の社会から遊離したも のになりつつあるという問題も起きている. 更に, 専業合作社全体の平均でみると, 農牧 業生産の収益性は共に高い水準にあるが、注 意すべきは、合作社に参加している農牧民の 生産能力や収入などに大きな格差が存在して いることである.

VI.おわりに

以上にように、新疆ウイグル自治区コクトカイ県で暮らしているカザフ族の事例を取り上げ、中華人民共和国の成立後における民主改革(1949年-1953年)、互助組と合作社運動(1954年-1957年)、および人民公社の成立経過(1958年-1982年)を述べた上で、村民委員会の設置(1983年-現在)と現時点の専業合作社の展開実態を検討した。

30·14中/00/16日/02-10/19/05/19					
年次	1949-1953 年	1954-1958 年	1958-1983年	1983 年以降	
段階	民主改革	互助合作	人民公社	村民自治	
家畜	私有	出資・私有	入社・公有	私有	
土地	不明	不明	公有	(所有権)公有	
(草原)				(使用権)請負	
生産	個別生産	生産の組織化	集団生産	個別経営→生産合作	
分配	自給自足	労4畜6	評工記分	生産協力	
関係性	親縁(血縁)	自願互利	政治強制	地縁(村落)	

表3:中華人民共和国成立後におけるカザフ族社会の生活・生産組織の転換

出所:現地調査により筆者作成.

次に、結論としては以下の2点を議論する. 第1に、国家は農牧業生産の集団化や行政統 合などの手段を利用し、カザフ族牧畜社会の 隅々にまで入り込み、農牧民の生産のみなら ず生活まで制御できるようになった. カザフ 族社会の伝統的な遊牧生産は、遊牧民が家畜 を私有し,アウル単位で放牧地を共同で利用 し,家畜の放牧と管理作業が分担されていた. アウルは親子・兄弟・氏族などの血縁関係に 基づく共同体であり、いずれも遊牧活動を担 う基本的な生活・生産組織である. 中華人民 共和国成立後、カザフ族牧畜社会は伝統的な アウルを解消した上で, 互助合作運動と人民 公社運動による生産集団化を達成し, そして 基層社会に村民委員会体制を通じて村民自治 を実行した. この一連の流れの中で, カザフ 族牧畜社会の生活・生産組織を転換しながら, 農牧業生産の展開も国家行政体制に組み込ま れることになった. これより, カザフ族社会 における農牧業生産は国家の政策・制度に左 右され、2007年から専業合作社が急激に増加 し、元来の生活・生産組織とは本質的な相違 のある社会結合を完成させた. 現在のカザフ 族牧畜社会は元の血縁関係と婚姻関係に基づ く小規模的な遊牧社会から、地縁関係に影響 され行政機能に支配された牧畜社会に変貌し た. 総じて、国家の行政体系は次第にカザフ

族牧畜社会の伝統的な構造と機能を変え、最 後には基層社会における新たな社会結合の構 成を成功したと言われている.

第2, カザフ族牧畜社会における生活・生 産単位である組織は, 互助組→初級(高級) 合作社→人民公社→個別家族→合作社という 変化過程(表 3)を辿ってきたことが明らか となった. カザフ族の農牧民は集団化運動に おいては労働者化され、さらに村民自治体制 の個別経営者に転じ、最終的には合作経営の 参加者に変化していく過程を辿ってきた. こ こで、集団化時代の合作社と現時点の専業合 作社の差異を説明する. 前者は、1953年から 中央政府の指導下に、自願互利の原則による 生産手段をお互いに持ち寄り、農業生産にお ける労働作業の助け合いを行う組織である. 現時点の専業合作社は個々の農牧民が個別で 農牧業生産経営に対応するには限界があり, 農牧民は個別経営を超えた経済的な生産合作 関係を模索しているものである. 現代牧畜社 会における個別経営による農牧業生産に利用 できる土地(草原)面積が比較的小さいため、 合作経営による利用可能土地(草原)面積の 拡大により, 土地利用の効率性および合理性 の向上が図られている. とはいえ, 牧畜社会 における合作経営はまだ模索の段階にあり、 その成立条件や発展の方向性に関しては数多 くの課題が横たわっている. これらを把握することが今後の研究課題として残されている.

脚注*

- ¹冒茜茜, 法政大学大学院公共政策研究科博士後期課程在籍.
- ²聞き取り調査資料 a: 2013 年 7 月 21 日, ドゥルー鎮, HKMJ, カザフ族.
- ³聞き取り調査資料 b: 2014 年 8 月 1 日, カラブルグン郷, WF, 漢族.
- ⁴聞き取り調査資料 c: 2016 年 7 月 28 日, ドゥルー鎮, LW, 漢族.
- 5聞き取り調査資料 d: 2014 年 7 月 20 日,カラブルグン郷, MLAY,カザフ族.
- "詳しくは,拙稿「中国西部地域における少数民族の生計戦略の動態に関する一考察:新疆ウイグル自治区北部カザフ族を中心に」『公共政策志林』第6号,2018年3月24日を参照.

*参考文献

- [1] 今西錦司『今西錦司全集 増補版』(全 13 巻)講談社, 1993.
- [2] 梅棹忠夫『狩猟と遊牧の世界―自然社会の進化―』講談社学術文庫,1976.
- [3] 黒河功「中国乾燥地域における牧畜経営の問題状況」『農業経営研究』, 1990, 16:123-130.
- [4] 甫尔加甫,黒河功「中国遊牧経営の展開過程に関する研究(2)」『北海道大学農經論叢』1995年,51:25-35.
- [5] 思沁夫「モンゴル高原における自然環境と 遊牧生活:遊牧民の経験から」『ユーラシア 乾燥地域の農耕民と牧畜民』六一書房, 2012, 3-18.

- [6] 平田昌弘「牧畜の本質と特徴―生業構造の 民族学的視点から」『ユーラシア乾燥地域 の農耕民と牧畜民』六一書房, 2012, 31-48.
- [7] 加藤九祚「カザフ族の遊牧生活」『国立民 族学博物館研究報告』, 1983, 8(3): 653-696.
- [8] 周星「中国民族学における文化研究が直面 している基本的問題」馬場毅・張琢編『改 革・変革と中国文化、社会、民族』日本評 論社、2008,291-302.
- [9] 松本ますみ『中国民族政策の研究―清末から 1945 年までの「民族論」を中心に』多賀 出版、1999.
- [10] 稲村哲也,尾崎孝宏「中国内蒙古自治区における環境と人口調査報告—漢族移住、生産様式の変化と環境問題—」『リトルワールド研究報告』(野外民族博物館リトルワールド)1996,13:57-100.
- [11] 小長谷有紀『モンゴルの二十世紀―社会 主義を生きる人々の証言』中央公論新 社.2004.
- [12] 平田昌弘「モンゴル中央部における宿営 地の季節移動システム―モンゴル牧畜民の 定住化はあり得るのか―」『沙漠研究』2007, 1(72):71-76.
- [13] 司玉潔「内モンゴル東部牧畜地域における地下資源開発とその影響に関する一考察」 『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』 2013, 14:245-268.
- [14] 司玉潔「内モンゴル牧畜地域における生態保護政策とその影響に関する一考察—通遼市ジャロード旗ゲルチョロー・ソムを事例として」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』2014, 15:175-201.
- [15] 白福英「内モンゴル牧畜社会の資源開発 への対応をめぐって一西ウジュムチン旗・ S ガチャーの事例から一」『総研大文化科 学研究』2013, 9:99-121.

- [16] 淡野明彦,淡野寧彦「中国内モンゴル自治 区における「退牧還草」政策による牧畜(遊 牧)業の変化に関する考察」『奈良教育大 学紀要.人文・社会科学』2001,60(1):49-62.
- [17] 小島麗逸「中国—漢民族による新疆の経済支配」広瀬崇子編『イスラーム諸国の民主化と民族運動』未来社,1998.
- [18] 小島麗逸「資源開発と少数民族地区」愛知大学現代中国学会編『中国 21』東方書店, 2011, 34:71-94.
- [19] 田暁利「中国におけるエネルギー資源開発の現状と課題―内モンゴル自治区を事例に―」愛知大学現代中国学会編『中国 21』 東方書店, 2011, 34:95-116.
- [20] 仁钦『現代中国の民族政策と民族問題: 辺境としての内モンゴル-』集広舍, 2015.
- [21] 毛里和子『周縁からの中国:民族問題と 国家』東京大学出版会,1998.
- [22] 新免康「中華人民共和国期における新疆への漢族の移住とウイグル人の文化」『民族の移動と文化の動態:中国周縁地域の歴史と現在』風響社,2003.
- [23] 加々美光行『知られざる祈り:中国の民族問題』新評論, 1992.
- [24] 加々美光行『中国の民族問題:危機の本質』 岩波書店,2008.
- [25] 王柯『東トルキスタン共和国研究』東京大学出版会, 1995.
- [26] 王柯「新疆の経済開発とウイグル人のナショナリズム」川田順造なとど編『開発と 民族問題』(岩波講座 開発と文化4), 1998.
- [27] 王柯「経済統合と民族分離の相剋―新疆 ウイグル自治区を巡る二つの動き」佐々木 信彰編『現代中国の民族と経済』世界思想 社,2001.
- [28] 王柯「少数民族」から「国民」への道程 一現代中国における国民統合という視点か

- ら」『アジア政経学会』, 2001, 47(4):39—62 [29] 王柯『多民族国家中国』岩波書店, 2005.
- [30] 王柯『20 世紀中国の国家建設と「民族」』 東京大学出版会, 2006.
- [31] 星野昌裕「中国の国家統合と新疆ウイグル自治区の民族問題」『現代中国の政治的安定(現代中国分析シリーズ 2)』2009, 17:81-103.
- [32] 田中周「新疆ウイグル自治区における国家統合と民族区域自治政策—1950 年代前半の自治区成立過程から考える—」『早稲田政治公法研究』2010,94:63-76.
- [33] 石原享一「新疆ウイグル自治区の経済構造:国家と市場と多民族のトリレンマ」『北海商科大学論集』2017,6(1):23-58.
- [34] 周太平「近代モンゴル史研究の新たな可能性」『内モンゴル大学学報』2005,第3期.
- [35] 费孝通編:《中华民族多元一体格局(修订本)》,中央民族大学出版社,1999.
- [36] 喬健:《中国人類学発展的困境与前景》, 《広西民族学院学報》1995,第1期.
- [37] 色音《蒙古遊牧社会的変遷》内蒙古人民 出版社,1998.
- [38] 敖仁其主編《制度変遷与遊牧文明》內蒙古人民出版社,2004.
- [39] 王暁毅《環境圧力下的草原社区-内蒙古六個嘎查村的調查》社会科学文献出版社, 2009.